

第 29 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 18 年加東市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 15 <u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に納期限</u> <u>（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。</u>	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 15 <u>令和 4 年度分の保険料であって、令和 5 年 4 月 1 日以後に納</u> <u>期限が到来するもの</u> の減免については、次の各号のいずれかに該

<p>以下この項において同じ。)が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
---	---

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。

第29号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和4年度分の介護保険料であって、令和5年4月1日以後に納期限が到来するものについて減免することで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者を支援するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

減免の対象となる介護保険料の納期限の期間を改めること。（附則第15項関係）

3 施行期日 令和5年4月1日